九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

教会刑事裁判権について

吉田**,道也** 九州大学法学部 : 教授

https://doi.org/10.15017/1343

出版情報:法政研究. 25 (2/4), pp.119-134, 1959-03-05. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

る。

教会刑事裁判権について

古

田

道

也

次

三、フランク時代一、はしがき

五、若干の問題

四、中世二、中一マ時代

この小論において取扱われるのは、 教会刑事裁判権の概観である。 その範囲は場所的にはドイツに限り時代的には

近世初までである。教会というのはカトリック教会を指す。

一教会の刑罰権

を維持しなければならない。

あらゆる団体は、その存立の必要上、その目的の遂行の必要上、その役員並びに構成員に対して紀律(Dısziplin)

な団体であるという性質上、 規律違反に対する反応の種類、その適用の点で自づから限界がある。

教会も亦地上における一つの団体として同じ必要がある。

(1)教会は信者 (構成員、 世俗人)に対して親に類似した立場にある。 信者の霊的成長を扶ける責任と権利があ

だから教会は信者の上に教育的目的で紀律を強制することがある。これを懲戒と称するとすれば、教会は信者に

精利 精神 が神的 25 (2:-4・119) 219

しかし教会は宗教的、

- る。なんとなれば贖罪の履行は任意的であり、罰は強制的であるからである。(三) てとを命じ、これが実 行さ れたときに教 会が「罪」をゆるすこ とがある。 この贖罪は罰(poena)ではないとされ (2)教会は 「結び又解く」権を有し、従って「罪」をゆるす権がある。 このとき贖罪 (Busse, poenitentia) をなす
- せられる教会法の規定する罰を科する。教会刑事裁判権乃至教会刑罰権はこの場合に問題となり得るのである。 (3)教会は又教会罰として法的な刑罰、 即ち教会法によって規定された教会的罪 (Kirchliche Delikte) に対して科

多く、同じ内容の手段が、あるときは懲戒罰として又あるときは刑罰として用いられることがある。 なろう。何となれば、 る。これは目的と権限ある機関とにおいて共通であるから、右の①に掲げられた懲戒罰と同じ内容の罰であることが 反に対する応報を主たる目的とする刑罰である。この場合においても懲戒罰との区別は法的根拠の有無によることに vindicativae) とに分れる。 いう目的が決定的契機であり、 法的刑罰即ち教会刑罰 (教会法) が前提となっているときだけが治癒的刑罰となる。後者即ち応報的刑罰は、 懲戒罰にも応報的な性質のものがない (Kirchenstrafen) は分って、 前者は応報的契機を考慮しないことはないが、本質的には教育刑であって犯人の改善と 従って改悛の実があるものには刑の免除 治癒的刑罰 わけではないからである。 (poenae medicinales) (absolutio 赦免) と応報的 犯人の改善よりも法規違 が認められる可能性があ 故にその中で法 刑罰 (poenae

世俗人には存在しない聖職者のみに対する実際上の教会刑罰であった。更に職務上の犯罪は世俗法上の犯罪を構成す ある。 (4)聖職者即ち役員 しかしその外に、役員に対しては一般信者 (Beamten) に対しても同様に教会は懲戒罰若くは教会刑罰を科し、 (世俗人) には ない職務上の犯罪があり、 又は贖罪を科することが 聖職 免職 (depositio)

ることもあった。

世俗的刑罰権との関係

る。 玉 それ故にこれらのものは教会乃至信者に対しても世俗法上の責任を問うことができるはずである。 一家は国民の上に刑罰権を行使する。 国家以外の権力者はその支配下の人民に対して刑罰権を行使することがあ

それ故に刑罰権に関しても次のような問題を考えることができよう。

第一 教会法上の罪を犯したものに対する刑罰権を有するものは、教会であるか国家 (ここに国家というのは世

俗

的刑罰権の担い手を総称する意味で用いている)であるか。

第二には世俗法上の犯罪を行った聖職者に対する刑罰権を有するものは教会であるか国家であるか。

第三には教会刑法殊に教会刑罰とはどういうものであったか。

以下大体このような点を考慮しつつ教会刑事裁判権を概観しようとするものである。

なし、 きは、 初代教会の時代から教団 前者の場合に破門に処したものであった。 教団からの排除即ち破門(Bann)を行ったことがあった。当時、罪を分って神に対する罪と隣人に対する罪と (Gemeinde) は罪ある信者 (構成員) に対して懲戒を行った。 この懲戒が成功し な

赦免はもはや教団の名において行われるのではなく、 になったために、 次にキリストに属するか否か、 教団からの破門は、 即ちキリスト教徒であるか否かは教会(Kirche)に属するか否かによるということ 教会からの破門ということになり、 司教が神の代理人として神の名においてこれを行うものとなっ 更に司教制 の確立とともに、 破門又はその

信者

(世俗人)

赦免をみとめる場合でも た。更に、赦免をゆるさない破門と、適当な贖罪によりこれをゆるす場合とによって破門の性格も変ってくる。 (破門が刑とされるならば) 破門は応報的刑であった。 何となれば、 破門は贖罪を強制するた 但し

利益を与えるために科せられるものではなく、 科せられたものではなく、 だけでなく教会役員 贖罪こそは罪を赦され、 (聖職者) 団体と罪人との関係を絶つために与えられた手段であったのである。 も排除されることあり、 同時に神との和解を得るための手段であった。 そのときは単に免職になるだけのこともあ 破門は法的不

又その上に職務上の収入をも没収されることもある。

その基本的立場に反する発展もみられた。 コンスタンティヌス帝によるキリスト教公認により、 教会刑法は一 部はその本質に従って発展したが、一

部には

た。 (1)世俗人に対して被破門者との一切の交渉が禁止されたのは五世紀半に至ってからのことであった。 しかし被破門者と一切の交渉は絶たるべきことが定められた。このことは聖職者については早くから行なわれた 破門は従来の如き永久的破門は少なくなった。それと並行して、生存中の破門、 期限の定めがない 破門が生じ

信者の権利の停止等である。 より軽微なる不法行為について新しい刑ができた。例えば聖餐(Abendmahl)に参加することの禁止、 その他教会

合であっ 的な非行が国家的な非行とされ国家的刑罰の対象となったことである。 は国家の援助を請求することができるようになったことである。もつともこの国家の援助が与えられるのは破門の場 (2)他方において国家的公認の結果、従来の教会的立場に反する状態が発生するに至った。それは第一には純教会 て、 その 他の場合、 教会裁判所の判決の執行にあたっての一般的援助の義務を国家の側において承認したと 第二には破門に反抗するものに対して、

いうことではなかった。

- 与えるにすぎなかったが、 れ は (3)司 教に監督官庁としての権限が認められたのである。 聖職者に対する司教の懲戒権乃至教会刑罰権 教会罰の執行に、 例えば免職の執行に、 はロー その処罰 マ国法上承認されて、 国家の援助を求め得るようになっ は最初は教会法上の乃至教会に関 国家的支持がこれに与えられた。 たので しての不利益を つある。 そ
- 問 に服 題となっ (4)する。 しかし司教の聖職者に対する刑事裁判権は(5) た限りにおい ただ聖職者に対する刑事訴追の際に、 て、 司教が刑事裁判に関与することを認め ユスティ 口] マ国内では認められ ニニヌス法は、 た 被告たる聖職者に教会罰を科するか否か なかった。 聖職者は すべ て国 家 0) 刑罰 権
- 成要件 (5)を定め、 更に国家は立法の面においても教会に干渉する。 その上か かる行為に対して、教会罰を定めるのみならず、性質 即ち国家は国法をもって、 上世俗 E法的性質を有する刑をも定めた。 (IC) 教会の懲戒の対象となる行為の構

1 7 帝国におい てキリスト 教公認が教会法に与えた影響は以上のように著しい ものが あった。

Ξ

フランク時代においては、 教会刑法に更にいろいろの変化が生じた。

存 破門は 信者の権利 依然として主たる教会 (Kirchliche Mitgliederschaftsrecht) 刑罰であったが、 被破門 を剝奪されたものとみなされるに至った。 者は教会から全く絶縁され たのではなく、 定期 間 又は

() て異教に う事実は、 そ れ 全く許されないものとなった。 は 陥 四二五. るという意味の 破門されながらも教会との永久的絶縁と考えなかったことを示しているように思われる。 年に異教禁止令が ものとは考えられ 出たので、 それにもかかわらず破門が行なわれたとすると、 それ以後ロ なくなる。 Ī L マ国内におい か も被破門 者は教会との てキリスト教会から全く絶縁され 和 解を求 その破門は教会から絶縁され める 0 が 常 これは永久的 であっ た 0 の存 たと

と思われる。

いずれにしても破門の効果は教会からの絶縁ではなくなった。

破門がなくなった一つの理由だと思われる。 一度教会に属した以上その所属は解消されないという結論になる。 更に洗礼(Taufe) の効力の絶対性、不解消性の理論は、 これが破門の 永久性を否定する第二の理由である 洗礼によって

早くから見られていたところであったが、世俗人に対しても破門が改善を目的とする治癒的刑 性を前提とし、 破門の効果をこのように考えると、 犯人の改善を目的とする教育的手段と考えられることになる。 破門は従来の如く、教会からの排除という応報的のものではなく、 このことは聖職者については、 (教育刑)となったの 復帰 比較的 の可能

は、世俗人に対しても等しく私の贖罪をもって足ることになった。 たのである)も科された。 なお、 世俗人に対しては笞刑、 但しこの贖罪については、 禁錮刑、 その他強制的贖罪 聖職者に対する公の贖罪 (öffentliche Busse) が廃止された後 (これは一部は教育刑として、 一部は応報刑として科し

である。

国家的 ど広範囲にこのようなことはおこらなかった。又、 であったが、 うなことも少なくなった。このようにメロヴィ であった。しかし前述の如くローマ帝国においては広範囲に教会犯罪が国家刑法上の犯罪とみなされ、 一とのように教会刑罰においても変化があったが、 (Sendgericht) (世俗的) カロリンガ時代になると 再び国家的犯罪追及と 教会刑罰との結合が復活した。 にあらわれ 犯罪に教会刑罰を科せられた場合があったのであるが、 ン ガ時代には国家権力と教会刑法乃至教会刑罰との結合は弛緩したの ローマ時代には国法をもって教会的懲戒規定を定めたが、 教会犯罪についても、 メロ この時代になるとその種類を増加 ヴィンガ朝においては、 それはゼント 或はまた、純 口 17 とのよ 裁判所 時代ほ したの

リンガ時代に世俗人(平信徒) に対する教会刑罰権は、 殊に巡察 (Visitation) の際に、 国王の官吏の統制下

力

口

限となった。このゼント裁判所の判決発見人(Urteilfinder)は本来聖職者だけであったが、(「E) に 判決発見人が加わり、 聖堂助祭(Archidiakon)であることもあったが、後には巡察並びにゼント裁判所に関する権限は司教座聖堂助 は教会会議 あったゼント裁判所 て名望ある者をして、宣誓の上、教会法上の罪を犯したと推定される者を申告(弾劾)せしめた。 (裁判所) 後には世俗人のみが判決発見人となるようになった。(15) (Synode, Send)を開催し判決を与える。巡察者は司教だけではなく、その代理として司教座 (Sendgericht) において行使された。 九世紀頃から巡察の際に、各小教区(Parochien)にお 十二世紀以来、 巡察者 世俗 祭の

がフランク訴訟法の弾劾手続(Rügeverfahren)乃至 糺問手続(Inquisitionsverfahren)に従っていても、 12 は国家の刑事裁判権に服するからである。 ンク国法上の刑事裁判ではなく、単に教会法上の懲戒手続、教会刑事裁判であるにすぎない。 ゼント || ゼント裁判所は、 (strafbar) とみなしてい ŧ, た贖罪の履行を強制するような場合には、 もし国家がゼント 裁判所が 刑事裁判所として 国家 同時に教会法上の罪であるような非行について世俗人に対して刑事裁判権を行使した。 (15) 裁判所の判決の執行に協力したとき、 ない事実 (構成要件)について判断する場合に限られる。 (乃至世俗的権力) それ故に国家が可罰的と認めている場合には、 ゼント裁判所における手続は、 から公認されるのは、 例えば判決を受けた者を拘留することにより、 これを国家的刑事裁判とみなすことがで 国家 何となれば国家刑事法上の犯罪 ゼント裁判所における手続 (乃至世俗権力) しかし、このような場合 それはフラ が ·可罰 との 際 的

きるのであろう。 合するとき、 も教会刑罰 のようにフランク王国においては、はじめ教会裁判所であるゼント裁判所が世俗的犯罪を行った世俗人に対して を科し、 いずれか一方が裁判を行えば他は裁判を行わないこととなった。 E 家的刑事裁判の不備を補 たの つであっ た。 その 後 ť ント裁判 他面からいえば、 所と国家の裁判所 純教会的事件に との

わ

けである。

判所 0 ては教会裁判所に専属管轄権があるが、 ずれにも規定されている罪については、 0 裁判を求 8 る か又は国 |家の 裁判 所の その他の事件については、教会又は聖職者が被害者である場合には、 裁判を求めるか被害者の選択に委ねられることになった。 国家裁判所に繋属しない限り教会裁判所において裁判することができた 教会法及び国 教会裁

犯罪についてであった。 て の 世 一俗人の世俗 関 係に おい ては司教が 法的犯罪につい 若干 -の犯罪 てのゼント裁判所の刑事裁判権は十三世紀以来漸次失われ、 K 限り刑事裁判権を持つこととなった。若干の場合とは姦通その他若干 トリエント 会議以後 0) 性 は 的

じて教会刑事裁判権がこれに及んだことは、 0 四 犯罪を行った聖職者についての刑事裁判権について若干の考察が行われねばならない。 世俗人の世俗法上の犯罪に関しては、 <u>F:</u> 家が 右に略述したところにより、 刑事 裁判権をもつのであったが、 ほぼ明らかになっ フランク時代にゼント たと思う。 次に世俗法上 裁判 所 を通

次に は国 判され 裁判され 刑 ることはフランク時代に至ってもロ 事 玉 |家の 述べ 裁判権 家は聖職者に対する教会内部の懲戒権刑罰権については、 従 る司 裁判所がこれを有していたのであった。 て拷問 従って拷問を加えられることもあった。七世紀に入り、 は 教 0 口 特例を除き、 を用] マ 帝国 (1) ることは許されなくなっ にお 10 世俗 ても国家がこれを有してい ーマ時代と大差なかった。 人の場合と同じく、 フランク王国においても一般的に世俗法上の犯罪を行った聖職者 た 玉 家の たのであったが、 これに反して世俗法上の犯罪を行った聖職者に対する 何ら干渉しないのみならず、 刑 事 これらの聖職者は世俗法でなく教会法によって裁 裁判 権 $V \subset$ 服 ゲ L ル マ ン諸部族国家におい 国 家刑 これを支持し援助を与え 事 法 (世俗: 法 ても、 17 ょ 当初 7 は

四年のクロ ター ル二世の勅令 (Dekret, Chlothars П, 614.) は司祭 (Priester) 助祭 (Diakon) について、

祭は らの によって処罰されるべきものであった。 教会刑 \$ 0 が従前る 事裁判に服することを定めている。 通 り 世俗 裁判に服すべきことを認めている。 有罪の場合は聖職者 しかし八世紀末九世紀初のカ 免職 (depositio) が行なわれ ロリン 扩 た後に、 朝 の立法は 世 司 俗 祭助 裁

딞 ち死刑の宣告を受ける。この手続はメロ から成る教会会議(Synode)を召集して協議することを要し、もしこの会議が被告の有責を認めたときは 司 (degradatio) おれ、 教に対する刑事手続は、 国家の裁判所において、 先ず刑事裁判の必要があると国王又は国王の裁判所が認めたときは、 ヴィンガ朝カロ 右の有責の認定にもとずき、ロ リンガ朝を通じて行なわれた。 ーマ法の適用をうけ、 国王は聖職 K 家の 被告は 者 刑 罰 0 即

予審を行う権を有した。 院幽閉 て世俗的刑罰である死刑並びに全財産 没収を宣告する代りに、 フランク王国では六世紀半以来、 (exilum) を以て罰された。 但しその際、 司教が教会会議におい 国家は逮捕審問 て例えば叛逆罪の宣告をうけたときは、 の権を有し、又事態が不明瞭に陥ることを防ぐため 免職 (depositio) 破門 (excommunicatio) 及び修道 玉 i 家 の 裁 判 所 15 お

理人として参加させた。 犯罪につき管轄権を有した。 は世俗人によって裁かるべきでないという立場をとり、 であった。 聖職者に対する教会刑事裁判権をもっ 聖職者の犯罪追及にあたって、 裁判権 但しこの場合世俗裁判所の予審に服し、予審に、 は教会にあっ たのは、 国家は聖職者の地位を必ずしも考慮したとはいえない。 たが、 教会会議であったが、 国家 後には国家もこの要求を認めるに至ったのである。 (世俗: 権 力 も聖職者の犯罪追及の法的手段を有してい これはカロ 司教、 リン 司祭はフォークト(Vogt)を代 ガ時代に先ず司祭、 教会は終始聖 助 たの 祭の

五

すべての聖職者につき、 中世 になるとイシドー 教会の刑 ル偽典 (Pseudo-Isidorus) 事裁判権のみがみとめられ、 ベネディクタ・レ 国家の裁判 ヴィタ 権は聖職者の除品 (Benedicta Levita) (degradatio) が完了 等の影響により、

これに伴って世俗人に対する教会刑事裁判権にもまた変化が生じた。た後にのみこれに及ぶとされた。

a 純教会的罪 (delicta mere ecelesiastica)

これについては教会が排他的な、 国家により承認され支援される裁判権 (eine ausschliessliche, vom Staate anzuer-

kennende und zu unterstützende Jurisdiktion)を有する。

(b) 混合的罪 (delicta mixta)

った。 して、教会の刑罰権の優先適用が認めらるべきであるという規定を教会が作ったことにより一挙に実現されたのであ かしいずれにせよ、 ものがある。これらのものには国家の刑事裁判権に服していたものもあり又は全く放置されていたものもあった。 特定の、 宗教と直接には関係が 教会はこれらのもの ない構成要件 につい て刑事裁判権を主張したのであった。この変化は、 (Tathestände) であるけれども、 従来教会の刑罰権の対象となっ 玉 家の)刑罰: 権 K た 対

ては、 法上の罪に 充分な贖罪と認め得るか否か 会刑事裁判権 このような国家 中世におい つい 0 拡大が是認されたのであった。 ては世俗裁判所においても、 ても教会刑罰 0 刑 事裁判権と競合するような教会刑事裁判権の成立は、 にかかっている。 が同時に世俗法上の不利益を伴う場合があったし、 教会刑罰を科するを適当と認めることもあった。このような場合には教 故に、 特に教会的立場から概念構成され定められた特定の犯罪につい 般的通念が、 反対に、 教会的性質をもった世俗 教会刑罰を犯罪に対する

(c) その 他 の罪 (delicta civilia)

は世俗法上の罪である。このような罪についての教会刑事裁判権の行使は、 国民的抵抗にあった。これは特に

聖職者が犯したとき問題となるであろう。

裁判所へ移送される。このことは初はすべての聖職者に対して行なわれたことであった。 Recht) として行なわれた。 については、彼らが僧服を着用し剃髪(Tonsur)をなして居り、教会に奉仕し又は上級品級受領のため教育機関に在 刑事裁判に服する。 二十三世紀以来ドイツにおいては、 そして教会刑事裁判で有責と判決された場合には、 それ故に普通法上の罪を犯した聖職者は右の原則により、 教会に奉仕するものは世俗裁判に服しないという原 則が普通法 被告は除品(degradatio)され然る後国家の 国家の裁判には服せず、 然るに後に下級品級聖職 (Das gemeine

るときに限り、彼らは右の裁判特権を主張し得るものと定められ、それ以外の場合には下級品級聖職者は全く世俗

同様に国家の裁判に服した。

は、 般原則となっ 近代諸国家の立法は右と全く異った立場をとり、世俗法上の罪を犯した聖職者は、 その後国主(Landesherr)と司教とのコンコルダート(Konkordat) 世俗裁判所は犯人たる聖職者を逮捕しその上で教会裁判所へ引渡すことができる旨を定めた例が多か もはや聖職者の除品の有無に問題にならなくなった。(こも) により、 現行犯の場合、 国家の裁判に服するというのが その他重罪の場合に

教会刑罰はその濫用誤用によって名声を失い、 他面、 国法上においても罪と認められている教会法上の罪即ち混 教会の刑事裁判権 榷 に逆 合

戻りしたのである。 (ER) 的罪を償うに教会刑罰では不充分であると一般通念上認められたために、 三中世国家は中世を通じて、 教会が治癒的 刑罰を適用することをみとめたのみならず、 治癒的刑罰 は再び内部的刑罰 (教会刑罰) Ì٢

らず、 市民法上の、 破門の 世俗法上の不利益の効果を附与した。絶対主義国家になると破門の市民法上の効果を消滅させたのみな 処罰には国家の認可を要するものとなし、 又は破門に対する上訴を国家の裁判 所が受理するようなこと

もあっ 近代法においては分離主義をとり、 公序良俗に反しない限り、 教会の治癒的刑罰の行使に干渉しない。

ある。 さない だ聖職者に対しては公序良俗に反しない 近代法は教会の刑事裁判権、 しかも教会刑罰の市民法的効果をもはやみとめられていない。 からである。 だから応報的教会刑罰は世俗人に対しては無意味である。 いい かえれば刑事裁判としての教会裁判をみとめず教会内部の権限をみとめただけで 範囲におい て、 国家はこれを認めることがあるが聖職者に対しては必ずしも(MO) 近代国家は市民的生活に干渉する教会罰をゆる 何らの強制を伴わない からである。 た

五

意味が

ない

ものではあるまい

終りに国家の刑罰権と教会犯罪について若干の問題を採上げて考察してみよう。

a 純教会的罪(delicta mere eccleeiastica)について。

異端 (Ketzerei) 異端とは正統教義と異なることを固持すること即ち教義と異なる信条を有することである。

に対する教会刑罰は原則として破門であった。

るように らの刑は かし な 口 口 ーマ帝国はすでに異端に不名誉(Infamie) 9 1 た。 マ帝国滅亡後は行われなかった。十一世紀に入ってドイツ及びフランス(一 かしこれは制定法によるものでもなく又慣習法によるものでもなく、 財産没収、 遺言能力剝奪、 極端な場合には死刑を科した。 部)で異端者を死刑 単に政治的な処置 一であっ K これ

た。 れを要求し、もし科刑しないときは、 対する死刑と財産没収とが一般に行なわれるようになった。 リナ法典(一五三二年) 世紀前半にイタリアとランゲドッ 以来国家刑法は教会のこの要求をみとめなかった。 その世俗官庁自体に異端の罰を科すべき旨を定めた。 ク (Languedoc) で異端者に対する死刑が行なわ 教会は国家のこのような刑罰を是認し れ もっとも、 十三世紀 たのみならず、 ドイツでは iz は 15

背教(Apostasie)即ち一度入信したキリスト教の信仰をすてることと、 分離 (Schisma) 即ち教会の一体性から離

た。

(b) 混合的罪 (delicta mixta) について。 れることについても大体異端の場合と同様であっ

口

国家刑 ح 0) 法の処罰の対象となる場合があった。 種 0 罪 は 種々あっ た。 偽証等である。 近代法 に ょ れは この場合も、 教会罰は市民法上の効果を伴 わない 但

 (\mathbf{c}) その 他 0) 罪 (delicta civilia) 및 ついて。

あった。 若干の純世俗的犯罪を教会が世俗法的原則に立って罰することがあった。 それ故に聖職者の 世俗法 上の 犯罪の裁判権 (乃至刑罰 権 K ついて再び要約す 主なる場合は聖職者が犯人である場合で れば 次の通りである。

聖職者は十三世紀以来、 教会裁判 所の 裁判管轄権に服する。 教会裁判所は自ら判決するか又は被告を除品して国

裁判所へ移送する。

リ エ ント会議以降 も大体同じ。

十六世紀以来教会の要求は無視されるようになり、 今日では除品も要しない 原則として国家裁判所に 轄 が

ある。

これに反して職務上の罪については従前通り教会裁判に服するが職務上の不法行為を国家的刑法上の罪とする立法

説 例もあった。(11)

事裁判についての充分な概念を把握し得たとは言いえないけれども、他日を期して一応擱筆したい。 べくして採上げえなかった点も多く、殊に第三点教会刑法特に教会刑罰の考察は極めて不充分であった。私は教会刑 以上を以て甚だ貧しいこの小論は終る。冒頭に掲げた三つの問題についても充分に考察することができず、採上ぐ

- (一) 本論文は主として Emil Friedberg; Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts, 4. Aufl. 1895, (Friedberg として引用する) S. 264.ff. S.292.ff. に拠る。
- Aufl. 1899. S. 585.ff. (以下この書は Hauck として引用する。) ここにいう 「罪」 はこの両者を含むものと解すべきで りかれた。 Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche, herausgegeben von Hauck, Bd. 6, 3. おいて犯されるものであるから、外的刑罰の対象にはならず、従って法的には不可罰的 (rechtlich nicht strafbar) である 教父時代にすでに宗教上の罪(peccatum)と非行即ち法的な罪(delictum, crimen)とが区別され、 あろう。 前者は単に思想に
- \equiv Vgl. Hauck, a. a. 0 'n
- (四) 前述(註二)参照。この場合は法的な罪である。
- 至 教会刑事裁判という用語は、教会法上の罪に対して教会刑罰を科する教会裁判を指すに用い、単に刑事裁判というときは世 (国家の刑法) に定める罪につき国家的 (世俗法的)刑罰を科する世俗、国家的刑事裁判を指すものとする。
- **分** bearbeitet von Richard Dove und Wilhelm Kahl(以下 Richter として引用する)S. 769. なお、(註二四)参照。 Vgl. Aemelius Ludwig Richter; Lehrbuch des katholischen und evangelischen Kirchenrechts, 8. Anfl
- (七) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 266, Anm. 6;なお、Richter, a. a. O. S. 768.f., Hauck, a. a. O. S. 585. 参照
- 八 二世紀頃から赦免をみとめない破門を生じた。それは主として神に対する罪の場合である。重き罪に陥り破門されたものが

た。 された。 Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 266. Anm. 6, 8. 罪を告白し、赦免を哀願し、公に自らを賤しめ苦業を行うことによって、痛悔と改善とを表明することによってのみゆるされ 殺人(Mord)による追放(破門)もゆるされない。この三つの罪はただ公の贖罪によってのみゆるされた。 重ねて同様重き罪に陥って破門されたときは、二度目にはもはや赦されない。更に偶像礼拝(Idolatria)、 姦淫(Unzucht)、 Vgl. Hauck, a. a. 0. s. 585. 肉的なる罪(Fleischessünden)に対しては適当な贖罪行為を行うことによりゆる 即ち公に犯した

- (九) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 266.f.
- (0)Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 267. f. Hauck, a. a. 0.

s.

585. ff

≅

- (---)公の贖罪については前記(註八)参照。
- ${ \ \, \boxtimes \ \, \sqcup }$ Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 268 und die das. Anm.
- (1 三) Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 268.f.
- Vgl. Richter, a. a. O. S. 598.f. なお、ゼント裁判手続については Vgl. Richter, a.
- (二五) Vgl. Friedberg, a. a. O. s. 269.

二六

世良晃志郎訳ミッタイス著ドイツ法制史概説二八〇頁参照。

Vgl.

Richter, a.

ıa, 0 S

769.f.

а • 0

S

833. ff.

- 二七 Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 269
- 二八 以上 Vgl. Richter, a. a. O. S. 769ff.
- (二九) Friedberg, a. 六一四年の勅令によって司祭、助祭は世俗刑事裁判に服せず教会刑事裁判に服するようになったという説について a. 0. S. 269. Anm. 29.
- (=)を犯したと認めらるべき場合である。 重罪即ち叛逆罪、 殺人罪、強盗罪は公の刑罰即ち死刑又は流罪 Vgl. Hauck, a. a. 0. S (Exil)に処せらるべき罪であって、 588 司教がこれらの重罪

- (---)Vgl. Friedberg, a. a. O. S. 269.f.; Richter, a. a. .0 Ś 77|f.; Hauck, a. a. 0 S
- Vgl. Richter, a. a. 0 S. 771f
- Vgl. Richter, a. a. o. s. 772f.; Hauck, a. a. 0

s.

588

- 三四 国家は聖職者の裁判特権に妨げられ裁判を行い得ないことになる。 それ故に教会法は十二世紀以来、 *ا*را ه これは職と能力の喪失にとどまり、聖職者の身分は失わないことになった。 (--) それ故に聖職者に死刑又は身体刑が科せらるべき場合、「教会は流血を好まず」の原則の故に教会裁判を行い得ず、他方 古くは聖職者の品級(ordo)を失わせることであった。しかし敍品(ordinatio)の解消不可能性の理論の発達と共に、 僧禄剝奪(privatio beneficii) 僧禄(beneficium)を剝奪されれば当然職も失うが、就職の能力を剝奪されたわ 従って教会裁判所の人的専属管轄権は失われな 聖職剝奪に段階を設け
- る意味で除品という訳語を用いる。差当り Vgl. Friedberg, a. a. 轄権)を失ない又教会法上の諸権利を失なう。 聖職剝奪 (除品 degradatio)これは職を失なうと同時に、 以上の如く degradatio は厳密にいえば聖職剝奪であろうが、 免職と区別す 聖職免職の効果とともに裁判特権 0 s. (教会裁判所の人的専属管

と同時に再任の能力を失ない又品級権(iura ordinis)即ち聖職者としての品級に相当する特権を行使する能力を失なう。

けではないから、新しい聖職に任命されたときはこの刑罰は終了することになる。口

聖職免職(depositio)

聖職を失なろ

- (三五) Vgl. Friedberg, a. <u>а</u> 0 s. 270 und die das. Anm.
- Vgl. Friedberg, a. s 270f.

a.

0

- (二七) Vgl. Richter, a. 806ff.
- 二九 $\frac{1}{2}$ Vgl. Vgl. Friedberg, a. . 2 .0 0 .v Š 271. 275ff.

ы

- (0111) Vgl. Friedberg, <u>م</u> 0 S 279.
- Vgl.Friedberg, a. a 0 S 280ff. ; Richter, *a*

9

0

794ff.